

職長教育のご案内

神戸東労働基準協会

労働安全衛生法第60条により、政令に定める業種に該当する場合、新たに職務に就いたことになった職長及び労働者を直接指導又は監督する者に対しては、安全衛生教育の実施が義務付けられています。 つきましては、下記のとおり両教育を開催いたしますので受講下さるようご案内いたします。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった、「**食料品製造業**（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業（※）を除く）」、「**新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業**」が新たに追加されました。※は、すでに職長教育の対象

年間予定 : 講習日は、概ね3か月前に決まり次第●の欄の月に記載いたします

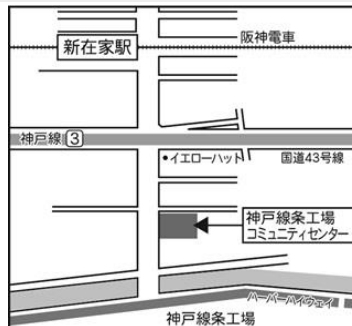
	12月	1月	2月	3月
職長教育	19日(木)、20日(金)	20日(月)、21日(火)	6日(木)、7日(金)	—

講習場所:(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティーセンター

(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティーセンター
神戸市灘区浜田町4-1

JR「六甲道駅」より南へ徒歩約15分

阪神「新在家駅」より南へ徒歩7分



料金 (請求書、領収書は、web 申し込みマイページより、ダウンロード出来ます)

職長教育 受講料

	合計(税込)		受講料(税込)	テキスト(税込)
会員 ※	13,530 円	内訳	12,650 円	880 円
非会員	15,730 円		14,850 円	

※神戸東、神戸西労働基準協会員

料金は、申込日から15~20日以内をメドに下記口座へ振込願います

振込手数料はご負担下さい。

ただし、締切日直前の申込の場合は、講習5日前までに振込願います

振込口座

三井住友銀行 三宮支店 普通口座 3192216 神戸東労働基準協会 振込手数料はご負担下さい

定員 各回 50名

締切: 講習初日の7日前 ただし定員になり次第締切ります

申込方法及び注意事項

- 受講申込は、[兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システム](#) (リンク) にてお願いします
注) 予約入力時外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等に記載の氏名を入力下さい
- 納入された受講料は、原則返金いたしません。
但し、受講者の変更は可能ですが、受講日の5日前までに申出下さい。
- 受講日に欠席、遅刻、早退された方等は、講習時間不足につき、修了証は交付いたしません。
- 会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場所はありません)
- ご提出の個人情報は、当事務所が責任をもって管理し本講習以外の目的には使用しません。

受講時準備品

カリキュラム

		講習科目	規定時間
1 日目	8:00-8:50	受付	
	8:50-9:00	オリエンテーション	
	9:00-9:20	職長の役割	20 分
	9:20-12:00	労働者に対する指導または監督の方法に関する事(含む休憩 10 分)	2.5 時間
	12:00-12:50	昼食休憩	
	12:50-14:50	作業方法の決定及び労働者の配置に関する事	2 時間
	14:50-15:00	休憩	
	15:00-17:00	その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関する事	2 時間
2 日目	8:30-8:50	受付	
	8:50-9:00	オリエンテーション	
	9:00-12:05	危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事(含む休憩 5 分)	4 時間
	12:05-12:50	昼食休憩	
	12:50-13:50	危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事	
	13:50-15:20	異常時等における措置に関する事	1.5 時間



技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになりました

労働安全衛生規則の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は 通称を併記できるようになりました。

Web 受付による申し込み

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

web による申込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を入力して下さい

戸籍上の名前が神戸 太郎で、旧姓を使用した氏名が兵庫 太郎の場合の記載例： 神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

なお、自動車運転免許証又はマイナンバーカード等で確認できる場合は、原本と写しを講習初日にお持ちください

原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※ 証明書類による確認ができない場合は、記載できません。

[申込はこちら](#) (兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システムサイト)

